

きのこ生産資材調達支援事業実施要領（原木生産）

令和7年3月28日 県流第806号 林政部長通知

第1 趣旨

本事業は、しいたけ原木の供給不足による良質なしいたけ原木の確保が困難な現状に対応するため、県内生産者へのしいたけ原木の安定供給を支援することにより、県内原木しいたけ生産振興を図ることを目的とする。

その取扱は、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）、岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成18年4月1日付け林第7号。以下「要綱」という。）及び岐阜県林政部所管補助金等確認要領（平成18年4月1日付け林第65号林政課長通知。以下「確認要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、林業経営体、森林所有者又は原木しいたけ生産者とする。

第3 事業の内容等

別表1のとおりとする。

第4 事業の計画

- 1 事業実施主体は、事業計画書（様式第1号）に事業計画書に定める添付書類を添えて所管の農林事務所長（以下「所長」という。）に提出する。
- 2 所長は、前項の提出を受けたときは、その内容を審査し、これを適当と認めた場合は、事業計画の承認について県産材流通課長（以下「課長」という。）に協議する。

第5 事業の内示

- 1 課長は、第4第2項の協議を受け、内容が適当と認められるときは、予算の範囲内で補助予定額を決定し、これを所長に通知する。
- 2 所長は、前項の通知を受けたときは、事業計画の承認とともに、前項の補助予定額に基づいて補助予定額を事業実施主体に通知する。

第6 補助金の交付申請

事業実施主体は、第5第2項の通知を受けたときは、速やかに要綱第4条に定める補助金交付申請書（要綱別記第1号様式）に収支予算書（要綱別記第2号様式）及び事業計画書（様式第1号の1）を添付して所長に提出する。

第7 補助金の交付決定

所長は、第6の提出を受けたときは、その内容を審査して補助金の額を決定し、補助金交付決定通知

書（様式第2号）により事業実施主体に通知する。

第8 事業計画の変更

1 重要変更

- (1) 事業実施主体は、事業計画書に記載されている事項に重要な変更（要綱第5条第3項）が生じたときは、速やかに事業変更計画書（様式第1号）を所長に提出する。
- (2) 所長は、前号の提出を受けたときは、その内容を審査し、これを適当と認めた場合は、事業変更計画の承認について課長に協議する。
- (3) 課長は、前号の協議を受け、内容が適当と認められるときは、必要に応じて、第5第1項の規定に準じて補助予定額を決定し、所長に通知する。
- (4) 所長は、前号の通知を受けたときは、事業変更計画の承認とともに補助予定額を事業実施主体に通知する。
- (5) 事業実施主体は、前号の通知を受けたときは、変更承認申請書（要綱別記第3号様式）に事業変更計画書（様式第1号の1）を添えて所長に提出する。
- (6) 所長は、前号の提出を受けたときは、第7の規定に準じて補助金の額を決定し、事業実施主体に通知する。

2 軽微変更

事業実施主体は、軽微な変更（要綱第5条第2項）が生じたときは、軽微変更届（様式第3号）を所長に提出するものとし、所長は、その内容に応じて必要な指示を行う。

ただし、第7により事業実施主体に通知された補助金額の増額の場合、所長は、前項（2）及び（3）の規定に準じて補助予定額の変更を行う。

第9 部分完了届

- 1 別表1（イ）作業道開設を実施の場合、当該事業の完了後、部分完了届（様式第4号）を所長に提出する。
- 2 所長は、前項の提出を受けたときは、確認要領に基づき当該事業執行状況の確認を行う。なお、現地確認は、森林管理路緊急整備事業実施要領の運用について（平成13年4月2日森第1号の2農山村整備局長通知）第5（2）に定める検査基準に準じて行うものとする。

第10 実績報告

- 1 事業実施主体は、補助事業の完了後、要綱第8条に定める実績報告書（要綱別記第6号様式）に以下の書類を添付し所長に提出する。
 - (1) 収支決算書（要綱別記第9号様式）
 - (2) 事業実績書（様式第5号）
- 2 所長は、前項の提出を受けたときは、確認要領に基づき当該事業の執行状況の確認を行う。

第11 額の確定

所長は、第10第2項の確認の結果、事業内容が適正であると認めたときは、規則第14条に基づき

額の確定を行い、補助金額確定通知書（様式第6号）により事業実施主体に通知する。

第12 報告等

所長は、翌年度の4月30日までに実績報告書及びその添付書類の写しを課長に提出する。

第13 書類、帳簿等の整備及び保管

事業実施主体は、補助事業に係る経費及び処理過程が明確にわかるように当該事業の経理に係る書類等を補助事業完了後5年間保存する。

附 則

この要領は令和7年3月28日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別表1

メニュー	補助対象経費	補助要件	補助率	補助単価	備考
(ア) 伐採	しいたけ原木の生産に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内原木しいたけ生産者と協定の締結(事業実施主体が自ら原木しいたけ生産を行う場合を除く) ・ 500本以上のしいたけ原木の生産 	補助単価の2分の1以内	しいたけ原木1本あたり 99.8円/本	
(イ) 作業道開設	(ア) 伐採を実施する施行地における、作業道※開設に係る経費 ※森林管理路緊急整備事業の作業路の構造・規格に準ずる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅員2.0~2.5m ・ 1施行地あたり50m以上150m以内 		1,400円/m	
(ウ) 運搬	(ア) 伐採により生産した原木の運搬(協定締結先まで)に係る経費	・ 10km以上100km以内		1,914円/本・km	

(様式第1号)

年 月 日

農林事務所長 様

事業実施主体名

代表者職氏名

年度きのこ生産資材調達支援事業（原木生産）計画書

このことについて、きのこ生産資材調達支援事業実施要領（原木生産）第4の規定により提出します。

（注）実施要領第8に定める事業変更計画書として使用する場合は、表題をきのこ生産資材調達支援事業（原木生産）変更計画書に書き換えて使用すること。

(様式第1号の1)

きのこ生産資材調達支援事業（原木生産）計画書

1. 事業実施主体

事業実施主体	事業実施主体名	
	所在地	〒

2. 事業概要

(1) 施行地

番号	所在地

(2) 出荷先

番号	事業者名	所在地

(3) 総括表

	事業量	補助金額（円）
伐採	(本)	
作業道開設	(m)	
運搬	(km)	
計		

添付書類

- ① きのこ原木の取引に関する協定書の写し
- ② 全施行地の位置図
- ③ きのこ生産を証明する書類（出荷伝票等）※（2）に事業実施主体が含まれる場合のみ

(様式第1号の2)

(ア) 伐採

番号	所在地	法規制 ※1	所有者同意 の有無※2	伐採時期	主な樹種 ※3	しいたけ原木本数 (本)	補助単価 (円/本)	補助金額 (円)	備考
計									

※1 当該施行地において、該当する法規制について記入すること。(保安林等)

※2 自己所有山林の場合は「一」を記入すること。

※3 しいたけ原木として搬出する代表樹種を記入すること。

(イ) 作業道開設

番号	所在地	法規制 ※	開設時期	幅員 (m)	延長 (m)	補助単価 (円/m)	補助金額 (円)	備考
計								

※ 当該施行地において、該当する法規制について記入すること。(砂防指定地等)

(ウ) 運搬

番号	所在地	運搬先住所	運搬時期	しいたけ原木 本数(本)	距離 (km)	補助単価 (円/本)	補助金額額 (円)	備考
計								

※ 経由地がある場合は、備考欄に経由地を記載すること。

注) 1 適宜行を追加して記入すること。

2 委託による事業実施の場合、委託先を備考欄に記入すること。

(様式第2号)

第 号
年 月 日

様

農林事務所長

年度森林・林業対策事業補助金の交付決定について（通知）

年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）第5条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という）は、年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費又は補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

事業名	きのこ生産資材調達支援事業（原木生産）	
補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3 補助事業者は、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年2月23日岐阜県規則第8号）、岐阜県森林・林業対策事業費補助金交付要綱（平成18年4月1日付け林第7号林政部長通知）、その他の補助金等に関する法令、きのこ生産資材調達支援事業実施要領（原木生産）（令和7年3月28日県流第806号林政部長通知）、その他関係法令に従わなければならない。
- 4 補助金交付の条件は、前記4に定めるもののほか、次のとおりとする。
 - （1） 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間備え、整理保管しておかななければならない。
 - （2） 補助事業者は、補助事業を完了し、又は中止し、若しくは廃止した場合には、当該補助事業により取得した工事材料その他物件が残存するときは、遅滞なく、品目、数量及びその金額を知事に報告し、その指示を受けなければならない。
 - （3） 知事は、補助事業者が知事の付した条件に違反した場合は、補助事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(様式第3号)

年 月 日

農林事務所長 様

事業実施主体名

代表者職氏名

年度きのこ生産資材調達支援事業（原木生産）軽微変更届

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、下記のとおり変更したいので、届出します。

記

事業区分		(ア) 伐採 (イ) 作業道開設 (ウ) 搬出
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		

※必要に応じて事業変更計画書（様式第1号の1及び2）を添付すること。

(様式第4号)

年 月 日

農林事務所長 様

事業実施主体名

代表者職氏名

年度きのこ生産資材調達支援事業部分完了届

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、下記のとおり一部(部分)完了しましたので、届出します。

記

施行地	
事業内容	
事業量 (延長)	
着手年月日	
完了年月日	

添付書類

- ① 法規制に基づく手続きを完了したことを証明する書類(砂防指定地内行為許可書等)の写し
- ② 事業実施前、実施中、実施後の写真

(様式第4号の1)

(ア) 伐採

番号	所在地	法規制 ※1	所有者同意 の有無※2	伐採時期	主な樹種 ※3	しいたけ原木本数 (本)	補助単価 (円/本)	補助金額 (円)	備考
計									

※1 当該施行地において、該当する法規制について記入すること。(保安林等)

※2 自己所有山林の場合は「一」を記入すること。

※3 しいたけ原木として搬出する代表樹種を記入すること。

(イ) 作業道開設

番号	所在地	法規制 ※	開設時期	幅員 (m)	延長 (m)	補助単価 (円/m)	補助金額 (円)	備考
計								

※ 当該施行地において、該当する法規制について記入すること。(砂防指定地等)

(ウ) 運搬

番号	所在地	運搬先住所	運搬時期	しいたけ原木 本数(本)	距離 (km)	補助単価 (円/本)	補助金額額 (円)	備考
計								

※ 経由地がある場合は、備考欄に経由地を記載すること。

注) 1 適宜行を追加して記入すること。

2 委託による事業実施の場合、委託先を備考欄に記入すること。

(様式第5号)

事業実績書

1. 事業概要

(1) 施行地

番号	所在地

(2) 出荷先

番号	事業者名	所在地

(3) 総括表

	事業量	補助金額 (円)
伐採	(本)	
作業道開設	(m)	
運搬	(km)	
計		

添付書類

- ① 全施行地の位置図
- ② 全施行地について、各事業メニューの事業実施前、実施中、実施後の写真
- ③ 全施行地について、法規制に基づく手続きを完了したことを証明する書類（伐採届等）の写し
- ④ 搬出本数を証明する書類（納品書、受領書の写し等）
- ⑤ 委託契約書等の写し ※いずれかの事業の実施を委託した場合のみ
- ⑥ 運搬距離の証明（地図上に経路を示したもの） ※別表1（ウ）運搬のみ

(様式第6号)

第 号
年 月 日

補助事業者 様

農林事務所長

年度森林・林業対策事業費補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度森林・林業対策事業費補助金については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）第14条の規定により、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

1 事業名 きのこ生産資材調達支援事業（原木生産）

2 確定補助金額 金 円

(参考様式)

きのこ原木の取引に関する協定書

甲（以下「甲」という。）と乙（以下「乙」という。）とは、きのこ原木の取引について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、きのこ原木の適切な供給を推進するため、甲と乙の取引に関しての基本事項について定めるものとする。

(地域材取引量)

第2条 甲及び乙は協議の上、取引する数量及び樹種等に関する計画を次のとおり定めるものとする。

数量	本
樹種	
長さ	cm
径	cm～ cm
伐採時期	月～ 月

(変更等)

第3条 この協定を変更しなければならない重大な事態が発生した場合は、甲乙協議し、変更することができるものとする。

2 甲、乙のいずれかが故意又は過失によりこの協定に違反したときは、この協定を解除することができる。

(有効期限)

第4条 この協定の有効期限は 年 月 日までとする。

(疑義の決定)

第5条 この協定に定めない事項又は各条項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 (住所)

(氏名)

乙 (住所)

(氏名)